

商工建設常任委員会会議録

平成18年4月27日

場 所 第5委員会室

平成18年4月27日（木曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政に関する調査

○その他報告事項

- ・最近の企業誘致の状況について
- ・ロケ地マップ宮崎ロケナビについて
- ・東九州自動車道「門川～西都間」の完成予定年度について
- ・「一ツ葉有料道路値下げ実験」の実施について

出席委員（9人）

委員 長	黒木 覚 市
副委員 長	中野 廣 明
委員	植野 守
委員	坂口 博 美
委員	徳重 忠 夫
委員	濱 砂 守
委員	横田 照 夫
委員	長友 安 弘
委員	権藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	落合 兼 久
商工観光労働部次長 （商工担当）	大野 俊 郎
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	宮 永 博 美
部参事兼商工政策課長	河野 富二喜
新産業支援課長	矢野 好 孝

企業立地対策監
地域産業振興課長
部参事兼経営金融課長
観光・リゾート課長
労働政策課長
地域雇用対策監
工業技術センター所長
食品開発センター所長
県立産業技術専門校長

吉田 親 志
矢野 次 孝
中武 賢 藏
松原 英 憲
西 盾 夫
西野 博 之
濱 砂 公 一
柏田 雅 徳
坂口 正 紀

土 木 部

土 木 部 長
土 木 部 次 長
（ 総 括 ）
土 木 部 次 長
（道路・河川・港湾担当）
土 木 部 次 長
（都市計画・建築担当）
高速道対策局長
部参事兼管理課長
用地対策課長
技術検査課長
道路建設課長
道路保全課長
河 川 課 長
ダ ム 対 策 監
砂 防 課 長
港 湾 課 長
空 港 ・ ポ ー ト
セ ー ル ス 対 策 監
都 市 計 画 課 長
公 園 下 水 道 課 長
建 築 住 宅 課 長
営 繕 課 長
施 設 保 全 対 策 監
高 速 道 対 策 局 次 長

藤本 坦
久保 哲 博
柴岡 博 明
河野 強
野口 宏 一
後藤 厚 一
小野 健 一
郷田 五 男
荒川 孝 成
黒木 勝 男
児玉 宏 紀
新田 省 策
児玉 幸 二
河野 大 樹
立脇 政 利
藤村 直 樹
富高 康 夫
江川 雅 俊
藤山 登
藤原 憲 一
舟田 宏

労働委員会事務局

事務局 長 高 山 幹 男
調整審査課長 持 原 道 雄

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田 中 浩 輔
議事課主任主事 今 村 左 千 夫

○黒木覚市委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることといたしたいと考えております。また、今申し上げました要領で、今回より執行部の入れかえを行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。私は、このたび、委員長に選任をされました日向市選出の黒木覚市でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

今申し上げましたように、私ども、このメンバーで1年間、皆さん方とおつき合いをさせていただきます。議会としての責めをしっかりとやっていきたいと思っておりますが、反面、皆さん方の御協力をいただきまして、楽しい委員会にもしていきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、座りまして、委員の紹介をさせていただきます。まず、私の隣が東諸県郡選出の中野副委員長でございます。向かって左側ですが、東臼杵郡選出の植野委員でございます。都城市選出の徳重委員でございます。西都市・西米良村選出の瀆砂委員でございます。宮崎郡選出の横田委員でございます。続きまして、向かって右側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございます。宮崎市選出の長友委員でございます。宮崎市選出の権藤委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。書記の今村主任主事でございます。副書記の田中主幹でございます。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長、落合でございます。今年度、またよろしくお願ひしたいと思います。

商工観光労働部の行政でありますけれども、本県産業の活性化、そして雇用の場の確保ということで、県民生活に直接関係するものばかりでありまして、宮崎県の活力を創造する、元気

な宮崎をつくっていくという最重要部門であるというふうに認識をいたしております。御存じのように、県内産業を取り巻く状況、全国的にはいいと言われておりますけれども、まだまだ地方にとっては非常に厳しい状況が続いておるといふふうに認識をしております。今後とも本県経済の活性化を図りますために、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、黒木委員長を初め委員の皆様方には、今年度も御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

本日は、商工観光労働部の所管事務等の概要につきまして、御説明をいたしたいと思っております。

その前に、まず、部の幹部職員を紹介申し上げたいと思っております。お手元にお配りしております委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。「幹部職員名簿」を記載しております。それでは、この名簿に沿いまして御紹介をさせていただきます。

まず、商工担当次長の犬野俊郎でございます。次に、観光・労働担当次長の宮永博美でございます。

部参事兼商工政策課長の河野富二喜でございます。商工政策課副参事兼課長補佐の城野豊隆でございます。

新産業支援課長の矢野好孝でございます。企業立地対策監の吉田親志でございます。新産業支援課総括課長補佐の黒木秀樹でございます。同じく企業立地担当課長補佐の奥野厚子でございます。

続きまして、地域産業振興課長の矢野次孝でございます。地域産業振興課長補佐の日高正憲でございます。

部参事兼経営金融課長の中武賢蔵でございま

す。課長補佐の川原光男でございます。

観光・リゾート課長の松原英憲でございます。観光・リゾート課総括課長補佐の大脇泰弘でございます。同じく誘致担当課長補佐の林睦朗でございます。

労働政策課長の西盾夫でございます。地域雇用対策監の西野博之でございます。課長補佐の興梠正明でございます。

工業技術センター所長の濱砂公一でございます。食品開発センター所長の柏田雅徳でございます。県立産業技術専門校長の坂口正紀でございます。

最後になりますが、議会担当の職員でございますが、商工政策課主幹の松岡弘高でございます。同じく主査の児玉洋一でございます。

以上、職員の紹介をさせていただきました。

それでは、次から座って説明させていただきます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。部の執行体制についてでございます。商工観光労働部、本庁では商工部門4課と観光労働部門2課の計6課体制となっております。

今年度の改正としましては、まず、本庁でありますけれども、観光・リゾート課のコンベンション誘致担当にロケーションのフィルムコミッションを設置するという事で、ロケーションの誘致を担わせるため、「ロケ・コンベンション誘致担当」に名称を変更しております。次に、出先事務所ではありますが、昨年度まで当部の所管でありました福岡事務所が、今年度から総合政策本部に移管をしております。ということでこの資料の方には載っておりません。これは、北部九州におきます情報発信機能を強化する、そして県の総合出先機関としての機能を担わせるということのための総合政策本部への

移管でございます。農林水産物や県産材の流通拡大と観光誘致を積極的に推進するということで、福岡事務所の方には2名の職員が増員をされております。また、大阪事務所につきましては、秘書広報課の兼務職員を配置するというところで、情報発信機能の強化を図ったところであります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。商工観光労働部職員の配置状況でございますが、そこに書いてございますが、本庁で112名、出先機関に92名、部全体で204名の職員体制となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。平成18年度の商工観光労働部当初予算の概要と主な新規・重点事業についてでございます。

まず、予算額でございますが、一般会計、特別会計を合わせまして448億9,280万4,000円、対前年度比94.8%となっております。

次に、5ページ、6ページをお開きください。部の重点施策、施策体系でございます。部の重点施策、3本ほど柱を立てておりますが、「就業の場の拡大と労働環境の整備」「既存産業の活性化と新産業の創出」「観光宮崎の再生」、この3つの柱に沿って県の長期計画の施策の基本方向と関連する事業名を整理しました施策体系表でございます。

表の一番左に書いておりますが、「現場！スピード！挑戦！」、これは、ことしの商工観光労働部のキャッチフレーズということで掲げておるものでございます。これは、部内職員に公募をしてこういうキャッチフレーズを決めました。まず、「現場」ということでありますが、これは、まず現場に出て生の声を聞こうということでありまして、極力、企業活動の現場に私

も出向いて、実際にいろんな事業活動をされている方の声を聞こうと、そして、その事業者の方にもどんどん私たちが現場の方に呼んでくださいということも呼びかけております。それから、「スピード」であります。経済活動はまさにスピードが命でありまして、お役所仕事というふうには言われぬように、県庁・私たちの方もそういう現場の要請に極力こたえて、スピードが大事だということで対応していこうということでもあります。それから「挑戦」であります。これは、今までのやり方をもう一回根本から見直しまして、とにかく新しい視点で、新しい発想で、失敗を恐れずに何事にも積極的に挑戦しようという、私ども商工観光労働部職員の仕事に対する姿勢をあらわしたものでありますし、また、企業の方々にも、私どもこういう精神でやるんで、とにかくいろんなことに挑戦をしてほしいという呼びかけを示したのもでもあります。このキャッチフレーズのもと、職員一丸となりまして、下の方に書いておりますが、挑戦する企業や個人を支え、県内産業の活性化や県民生活の充実安定を図るために、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、この表の中で事業名に網かけをしたものがございますが、これが今年度の主な新規・重点事業でございます。それぞれの事業内容につきましては、9ページ以降に資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。本日は、次のページ、7ページ、8ページの資料によりまして、重点施策ごとに主な内容を簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の柱であります「就業の場の拡大と労働環境の整備」につきましては、1の

「戦略的企業誘致の推進」ということで、誘致企業の工場建設等の初期投資、新規雇用に対する補助を行いますとともに、企業誘致体制を強化しまして、工業団地等への企業立地を促進してまいりたいと考えております。また、3の「多様な雇用支援の推進」としまして、仕事に関する情報を集約した情報発信サイトを開設しまして、若年者の求職活動を支援するとともに、重度身体障害者を対象としたサポートセンターを設置しまして、在宅就労の本格的な促進を図ることとしております。

次に、2つ目の柱であります「既存産業の活性化と新産業の創出」につきましては、1の「新事業・新産業の創出」として、農業と医療の連携によるバイオメディカル分野での研究開発を進めております地域結集型共同研究事業等で創出されました新技術を新しい産業へ結びつけていくため、企業への技術移転を推進することとしております。また、2の「産業人材の確保・育成」としまして、産学公の連携によりまして、本県のものづくりを支える人材の育成にも取り組むこととしております。さらに、3の「挑戦する中小企業への支援」としまして、融資制度に既往借入金の借りかえを行う貸付を創設するなど、厳しい経営環境にある中小企業を金融面から支援することといたしております。

最後に、3つ目の柱であります「観光宮崎の再生」についてであります。1の「地域の資源を活かした癒しの観光地づくり」としまして、地域の観光力を高めようとする公民協働の取り組みを重点的に支援し、地域が主体となった元気な観光地づくりを推進することとしております。また、2の「スポーツランドみやぎの全県的な展開」としまして、市町村の有するスポーツ施設の改修等への補助を行いまして、

スポーツキャンプや合宿のニーズに対応した受け入れ施設の充実を全県的に図りたいと考えております。さらに、3の「効果的な情報発信と受入環境づくり」としまして、映画、テレビドラマ、CM等のロケ誘致等を行いますフィルムコミッションを設立しまして、映像を通じて本県の魅力を全国に発信し、観光客の誘致促進を図ることとしております。

最後ですが、38ページをごらんいただきたいと思っております。ゼロ予算施策についてでございますが、商工観光労働部では、そこに書いておりますように、「ビジネス相談窓口の共同設置」など5項目を挙げております。厳しい財政状況の中ではありますけれども、これらの予算措置を伴わない知恵と工夫による改善の取り組みを展開することによりまして、県民サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えております。

なお、お手元に「商工観光労働部主要施策案内2006」を配付しておりますので、こちらの方も後ほどごらんいただきたいと思っております。

私の方からの説明は以上でございます。このほか報告事項がございますが、これにつきましては、担当課長の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○吉田企業立地対策監 私の方からは、「最近の企業誘致の状況について」御説明いたしたいと思っております。

委員会資料の39ページをごらんください。平成17年度の企業誘致件数は26件で、2の過去5年間の誘致件数の表にありますとおり、製造業17件、情報サービス業7件、研究所2件となっております。なお、具体的な企業名、業種等につきましては、その下の「平成17年度の誘致企

業一覧」のとおりでございますので、これは後ほどまた見ていただきたいと思います。

これらの誘致の結果、全体の最終雇用予定者数は2,932名となっております。また、特徴といたしましては、パソコンの世界トップメーカーでありますデル社の顧客サポートセンターや、富士通日立プラズマディスプレイの新工場といった1,000人規模の大型案件の誘致があったこと、それからまた、昭和シェル石油の太陽電池工場など、本県の環境関係に非常にマッチした企業の誘致等が挙げられます。

次に、40ページの3の「誘致企業へのフォロー対策」でございますけれども、平成15年度から既存の誘致企業を直接訪問いたしまして、その企業さんの意見や要望を伺うとともに、工場の新增設などの事業拡大をお願いするフォローアップ事業を実施しております。平成15年度から142社、163社、平成17年度は161社の訪問を行っております。

今後とも、積極的な誘致活動やフォローアップ事業によりまして、雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

私の方からは以上であります。

○松原観光・リゾート課長 観光・リゾート課からはロケ地マップ、宮崎ロケナビについて御説明いたします。

お手元に配付しております「宮崎ロケナビ」をごらんいただければと思います。映画やドラマのロケーションの誘致につきましては、本県観光の魅力の発信などを目的に取り組んでおりますが、このたび、昨年度の韓国ドラマ「ウエディング」や、5月6日に全国公開される映画「海猿」、NHK連続テレビ小説「わかば」など、これまで県内各地で撮影が行われたロケ地を紹介しましたこの「ロケ地マップ」を作成し

たところでございます。今後、県外の旅行会社やマスコミを中心に配布いたしまして、宮崎の認知度向上はもとより、「ロケ地をめぐる旅」など本県への観光客の誘致に活用してまいりたいと考えております。また、このロケ地マップは、韓国語版や中国語版も作成し、海外でのセールスなどに活用するほか、観光情報のホームページにも掲載し、広く情報を発信する予定としております。

なお、今後、ロケの誘致及び受け入れをさらに積極的に展開していくための組織として、フィルムコミッションを5月の下旬ごろに設立する方向で準備を進めているところでございます。

観光・リゾート課は以上でございます。

○黒木覚市委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さん、質疑はございませんか。

○榎藤委員 8ページのプロ野球支援事業の中に幾らか入っているのかなと思うんですが、「夢の球宴」宮崎開催、これについては何らかのものがあるのかどうか。

○松原観光・リゾート課長 常任委員会資料の33ページをお開きいただきたいと思います。こちらに「プロ野球開催支援事業」がございます。こちらの2の事業概要の(1)でございますが、「オールスターゲーム開催支援事業」という形で予算を計上させていただいております。内容としましては、ことしの7月22日に開催されますオールスターゲームにつきまして、球場周辺でのイベントの開催、あるいは選手・観客の歓迎、それから臨時バスですとか、臨時駐車場、そういったものの整備の交通対策というものを行うことによりまして、オールスターゲームを盛り上げていきたいと考えております。以上でございます。

○**権藤委員** 1,100万というのは、全額このための予算ということですか。

○**松原・観光リゾート課長** オールスターゲームにつきましては、このうちの約500万でございます。

○**長友委員** 要望だけさせていただきたいと思えますけれども、本年の施策体系の中で、先ほど説明がありました「現場！スピード！挑戦！」ということでもありますけれども、今、県にとって最も重要な施策が展開をされていると思います。本当に産業の振興なくしてこの宮崎がよくなるということはありませんし、そしてまた、人口減社会というのを迎えるということに当たって、大変な準備が要ろうかと思えますけれども、昨年、総務常任委員会にもおりましたけれども、その中で「意識改革」というのがございましたけれども、まさにこのキャッチフレーズに挙げてあるとおりのことが非常に大事なことになってくると思います。特に、戦略性を持つということ、それからまた挑戦ということで、私は闘う県庁であってほしいということをお願いしたわけでございます。したがって、商工観光労働部というのはそういう意味では県自体を支えていく大変大きな、一番のエンジンではないかと思えますので、そういう闘う姿勢というのを前面に出して、それぞれの分野で全職員一丸となって頑張っただきたいなと、こういうことを冒頭に要望しておきたいというふうに思います。

○**黒木覚市委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木覚市委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時36分再開

○**黒木覚市委員長** 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました日向市選出の黒木覚市でございます。どうぞよろしく願いいたします。一言ごあいさつを申し上げます。

今申し上げましたように、私どもこのメンバーで1年間、皆さんとおつき合いを願いますが、よろしく願いをいたします。議会としての責めはしっかりやっていきますけれども、また、皆さんの御協力をいただきまして、楽しい委員会にもしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

座って委員の紹介をさせていただきます。まず、私の隣が東諸県郡選出の中野副委員長でございます。向かって左側ですが、東臼杵郡選出の植野委員でございます。都城市選出の徳重委員でございます。西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。宮崎郡選出の横田委員でございます。続きまして、向かって右側でございます。児湯郡選出の坂口委員でございます。宮崎市選出の長友委員でございます。同じく宮崎市選出の権藤委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の今村主任主事でございます。副書記の田中主幹でございます。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○**藤本土木部長** 土木部長の藤本でございます。委員の皆様には、土木部の業務に関して御

審議、御指導いただくことになりました。いろいろお世話になることと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私どもが所管しております業務は、安全で快適な暮らしの実現や地域の自立ある発展を図るため、県勢発展の社会基盤づくりを進めていくことと存じます。同時に、公共事業の執行を通じまして、本県の景気浮揚や雇用対策など、地域経済の活性化に果たす役割も大変重要なものがあると考えております。職員一丸となりまして、土木行政の推進に取り組んでまいりますので、御支援、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座りまして、引き続き土木部幹部職員の紹介をさせていただきます。お手元の常任委員会資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、総括次長の久保でございます。道路・河川・港湾担当次長の柴岡でございます。都市計画・建築担当次長の河野でございます。高速道対策局長の野口でございます。

管理課長の後藤でございます。同じく課長補佐の高原でございます。同じく郡司でございます。

用地対策課長の小野でございます。課長補佐の日高でございます。

技術検査課長の郷田でございます。課長補佐の西でございます。同じく、大田原でございます。工事検査専門員の新川でございます。

道路建設課長の荒川でございます。課長補佐の田村でございます。同じく白賀でございます。

道路保全課長の黒木でございます。課長補佐の荒木でございます。同じく増田でございます。

河川課長の児玉でございます。ダム対策監の新田でございます。河川課長補佐の外山でございます。同じく野中でございます。

砂防課長の児玉でございます。課長補佐の長友でございます。同じく岡留でございます。

港湾課長の河野でございます。空港・ポートセールス対策監の立脇でございます。港湾課長補佐の川畠でございます。同じく岩切でございます。

都市計画課長の藤村でございます。課長補佐の沼口でございます。同じく函師でございます。

公園下水道課長の富高でございます。課長補佐の今西でございます。

建築住宅課長の江川でございます。課長補佐の林田でございます。同じく田畑でございます。同じく佐藤でございます。

次に、4ページになりますが、営繕課長の藤山でございます。施設保全対策監の藤原でございます。営繕課長補佐の池田でございます。同じく上村でございます。同じく川崎でございます。

高速道対策局次長の舟田でございます。

最後に、議会担当の管理課主幹、小堀でございます。

なお、出先機関の幹部職員につきましては、4ページ中段以降でございますが、後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、土木部各課及び局の分掌事務につきましては、この資料の6ページから18ページに記載のとおりでございますが、説明は省略させていただきます。

以上で幹部職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、私から業務概要について説明さ

せていただきたいと存じますが、その前に、お礼と御報告を2点申し上げたいと存じます。

去る3月27日に行われました国道269号天満バイパスの開通式に当たりましては、坂元県議会議長を初め、県議会議員の皆様にご多数の御出席をいただき、まことにありがとうございます。今回の開通によりまして、大淀川を渡る交通が分散され、市街地の交通渋滞緩和に大きく寄与するものと考えております。私どもといたしましては、これに引き続く加納バイパスの早期完成になお努めてまいりたいと考えております。

次に、報告事項の1点目でございますが、東九州自動車道の門川―西都間についてでございます。有料道路方式のこの区間につきましては、年度末の国幹会議や国土交通大臣の事業許可を受けまして、平成22年度から26年度にかけて順次開通させることが、去る3月31日に西日本高速道路株式会社から公表されたところでございます。今後とも、新直轄方式による区間も含めまして、県内高速道路の早期整備に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方を初め、県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目は、一ツ葉有料道路料金値下げ実験の実施についてでございます。これは、一ツ葉有料道路北線の利用促進などの効果を検討いたしますため、来る5月15日から1カ月間通行料金の値下げを行う予定といたしておるものでございます。その詳細につきましては、後ほど、高速道対策局長及び道路建設課長から御説明を申し上げます。

それでは、土木部所管業務の概要を御説明申し上げます。

まず、組織の改正についてであります。委員

会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。土木部行政組織表を記載しておりますが、中ほどの黄色いマーカーで印しておりますが、河川課でございます。河川、海岸に係る計画や防災対策業務の充実強化を図りますため、「計画調査担当」を新設するとともに、ダム管理担当とダム建設担当を「ダム担当」に統合いたしました。また、一番下の東九州自動車道用地事務所につきましては、東九州自動車道の事業進展に伴いまして、清武―日南間の用地取得の対応拠点といたしまして、宮崎支所を設置いたしましたところでございます。

次に、土木部の重点施策につきまして、お手元に配付しております「平成18年度土木部重点施策」によりまして御説明を申し上げたいと存じます。

冊子の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、「施策の基本方針」についてでございます。記載のとおりでございますが、時代が大きく変化する中におきましても、道路、河川などの社会資本の整備は、地域経済の活性化や安全で快適な県民生活の実現を図る上で、極めて重要であります。特に、中ほどに記述をいたしておりますが、昨年は台風14号によりまして、県内各地で甚大な被害がもたらされたところでございまして、治水・砂防・道路防災対策などを進めていきますとともに、防災情報の提供や、警戒避難体制の整備などのソフト対策を一体的に推進することが求められております。このため、土木部といたしましては、事業の「選択と集中」を図り、効率的・効果的な実施に努めますとともに、県総合長期計画「元気みやざき創造計画」が目指す「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」や、「安全で安心して暮らせる社会」などの実現に向けまし

て、積極的に取り組んでまいります。また、一番下に記述しておりますけれども、本県の地域経済におきまして重要な役割を果たし、良質な社会基盤の整備を担う建設産業の活性化を促進してまいります。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。18年度の「土木部当初予算の概要」についてでございます。平成18年度の当初予算におきましては、本県の社会資本の整備状況や地域経済に果たす公共事業の役割等を踏まえまして、次の3つの視点から予算編成を行っております。第1点目は「安全・安心な県民生活の確保」、2点目といたしまして、「県民生活に密接に関連する道路などの公共事業予算の確保」、3点目が「事業効果の早期発現」でございます。また、県単公共事業につきましては、「生活・防災特別枠」を活用いたしまして、県民生活の安全性と利便性向上に寄与する道路などの事業の重点化を図ったところでございます。この結果、土木部の平成18年度当初予算は、一般会計で944億円余、公共用地取得事業特別会計で40億円余、港湾整備事業特別会計で17億円余、合計で1,002億円余となっております。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。まず、「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」の実現に向けた主要施策1の「東九州自動車道を初めとする高速道路等の整備促進」についてでございます。東九州自動車道を初めとする高速道路等につきましては、県勢発展の重要な基盤でありますので、県政の最重要課題として、早期整備に向けた取り組みを一層強化してまいります。ページ中ほどに記述しておりますが、具体的には、東九州自動車道の門川―西都間など、整備区間の早期完成に向けまして、国等へ積極的に働きかけます

とともに、用地取得等に全力で取り組んでまいります。また、九州横断自動車道延岡線などの基本計画区間の整備計画区間への早期格上げにつきましても、関係機関に強く働きかけてまいりたいと存じます。さらに、国道10号延岡道路や国道218号北方延岡道路につきましても、早期完成が図られるよう努めるとともに、地域間相互の交流促進や、空港、港湾への連絡等を強化します地域高規格道路の整備を推進してまいります。なお、下の方に太枠で囲んでおりますが、この施策を進める重点事業といたしましては、直轄高速自動車国道事業負担金あるいは東九州自動車道用地対策事業などでございます。

次に、11ページの主要施策2「道路交通網の整備（地域交通ネットワークづくり）」でございます。幹線道路や生活道路を体系的に整備いたしまして、生活圈や経済圏の拡大に対応した県内1時間構想の早期実現に向けまして、国道や県道の計画的かつ効率的な道路整備を推進してまいります。主な事業につきましては、太枠の中でございますが、公共道路新設改良事業、地方道路交付金事業、それに本年度の新規事業でございますが、一ツ葉有料道路料金値下げ実験事業などでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと存じます。主要施策3は、「海上輸送機能の強化」でございます。国内外への効率的で安価な海上輸送手段を確立しますため、細島港など重要港湾3港における防波堤等の整備を進めますとともに、港湾利用促進のためのポートセールス活動を積極的に展開してまいりたいと存じます。主な事業は、公共港湾建設事業、このほか、油津港におきましては、長期整備計画改定に向けた調査事業を行ってまいりたいと考えております。

次に、13ページをごらんください。「安全で安心して暮らせる社会」の実現に向けた主要施策4「県土の保全対策の推進（災害に強い県土づくり）」についてでございます。本県は、今年の台風14号による甚大な被害が発生するなど、厳しい地理的・自然的条件から、風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害の影響を受けやすい状況にありますことから、治水・砂防・道路防災対策などによりまして、県土の保全対策を充実していく必要がございます。このため、中ほど以降に書いておりますが、河川事業につきましては、直轄河川の河川改修等を関係機関に働きかけるとともに、県管理河川の改修を進めてまいります。砂防につきましては、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の防止に向けまして、緊急度に応じた施設整備を進めてまいります。また、海岸につきましては、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進しますとともに、河川や港湾施設等の地震・津波対策の検討を進めてまいります。道路につきましては、緊急輸送道路を中心に、落石対策や橋梁・トンネルなどの安全性の確保など、災害に強い道路の整備を推進してまいります。主な事業といたしましては、太枠の中でございますが、河川激甚災害対策特別緊急事業、公共河川事業、公共砂防事業、14ページになりますが、地震・津波緊急対策検討事業、緊急輸送道路等防災対策事業などを実施する予定でございます。

14ページの主要施策5の「防災対策の充実」につきましては、このようなハード対策に加えて、ソフト対策でございますが、自然災害による被害の軽減を図るため、洪水や土砂災害などに関する防災意識の啓発に努め、住民にわかりやすく的確な情報を提供するとともに、災害に強いまちづくりや道路の確保に努めてまい

ります。

主な事業としましては、14ページ一番下でございますが、市町村が実施いたします洪水ハザードマップ作成に対する支援事業、15ページの方になりますが、土砂災害警戒避難体制支援事業、木造住宅耐震診断促進事業などがございます。

次に、16ページをごらんください。「快適な環境を享受できる社会」の実現に向けた主要施策7の「うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくり」についてでございます。平成16年度に景観法が施行されるなど、良好な景観の保全・創出に対する機運が高まっている中で、「みやぎらしい景観」を守り育てるための取り組みを推進しますため、中ほどに記載しておりますが、景観形成に関する基本方針を策定しますとともに、美しい景観や環境づくりにつきまして、市町村や県民に対する啓発周知を行ってまいります。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。主要施策9の「良好な住宅・住環境の整備」につきましては、だれもが安全・安心でゆとりのある住生活が営めるよう計画的な公営住宅の建てかえなどに取り組みますとともに、住まいづくりの情報提供などを行ってまいります。主な事業は、太枠の中でございますが、新規事業が2点ございまして、1点目が、住情報提供ネットワーク構築事業、もう一つは改善事業でございますが、人にやさしい公営住宅支援事業、それから公共県営住宅建設事業でございます。

次に、20ページをごらんいただきたいと存じます。主要施策13の「建設産業の活性化」についてでございます。建設投資の縮小など、厳しい経営環境の中、地域経済におきまして重要な

役割を果たし、良好な社会資本整備の担い手でございます建設産業の活性化を図るため、平成16年度に策定いたしました「宮崎県建設産業活性化プラン」に基づきまして、経営革新に取り組む意欲のある企業に対する支援、技術と経営にすぐれた企業が成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、21ページでございますが、「土木行政全般での取り組み」といたしまして、主要施策14の「効率的・効果的な社会資本の整備」についてでございます。厳しい財政状況下におきましても、社会資本の整備を着実に進めていくことは必要でございます、これまで以上に一層のコスト縮減を推進していく必要がございます。このため、平成16年度に策定いたしました「宮崎県公共事業コスト構造改革プラン」に基づきまして、各種の具体的な施策を推進してまいります。さらに、公共工事等における透明性や競争性、事務の効率化などを図りますため、電子入札及び電子納品等の情報システムの円滑な導入や、アセットマネジメント導入に向けた基盤整備に取り組みますとともに、事業の「再評価」や「事前評価」など、公共事業評価システムの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、主要施策の概要につきまして御説明いたしました。この資料の28ページ以降に各主要事業の概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○野口高速道対策局長 私の方からは、東九州自動車道の有料道路方式で事業が進められております門川―西都間について完成予定年度が公表されましたので、御報告いたします。皆さんのお手元の方にA3判のカラー刷りのコピーが

あると思いますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

初めに、整備手法と整備区間の概要について少し御説明いたします。この資料の右側の列、写真等が並んでおりますけど、その中ほどの欄をごらんいただきたいと思っております。宮崎県の高速度道路は大きく3つの手法の組み合わせで早期完成を目指しているところでございます。1つ目、緑色の枠でございますけれども、「有料道路方式」でございます。これは、西日本高速道路株式会社が借入金により建設し、開通後の通行料金によってそれを返済する手法でございます。整備区間は、左側の地図の緑の点線の部分、門川から西都間の59キロとなっております。本日はこの区間の完成予定年度を御報告いたします。2つ目の手法が、「新直轄方式」でございます。青色の部分です。これは国と地方の負担で国土交通省が建設する手法でございます。その原資のほとんどは道路特定財源となっております。旧日本道路公団の民営化に伴い発足した制度で、宮崎県では、大分県境から北川と清武から日南の2区間、合計45キロメートルが平成15年度にこの手法による整備の指定がなされています。3つ目の手法が、高速自動車国道に並行する「一般国道の自動車専用道路」でございます。紫色の欄でございます。これは国道のバイパスとして高規格の自動車専用道路を整備する手法でございます。新直轄方式と同様に、国と地方の道路特定財源により建設されるものでございます。国道10号延岡道路や国道218号北方延岡道路がこの手法で、国土交通省の直轄事業として建設されております。宮崎県では、これら3つの手法のベストミックスによりまして、事業者であります国土交通省、西日本高速道路株式会社と協力いたしまして、高速

道路の早期完成を目指しているところでございます。

御報告に戻らせていただきます。旧日本道路公団は昨年10月に民営化され、宮崎県は西日本高速道路株式会社の担当地域となったところでございます。民営化から半年間、すなわち、昨年の10月から本年の3月までは新会社は公団の事業区間を暫定的な協定のもと、継続して事業を実施してまいりましたが、本年4月以降につきましては、新会社が新設を行う高速道路の指定、これに基づく新たな協定、事業許可のもと、事業を実施してまいることになります。本年2月、第2回国土開発幹線自動車道建設会議が開催されまして、この議を経て、国土交通大臣から新会社が新設等を行います高速道路の指定がありました。宮崎県内の東九州自動車道については、県の希望どおり、門川—西都間が引き続き西日本高速道路株式会社により建設されることになったところです。東九州自動車道の他の区間を見ますと、整備計画が出ておりましたが、旧公団への施行命令がまだ出ていませんでした福岡県の椎田南から大分県の宇佐の間につきましては、新会社が建設することが新たに決定しました。また、今まで旧公団が事業を進めていました大分県の佐伯から蒲江間が有料道路方式から新直轄方式に切りかわったところでございます。

この指定を受けまして、3月31日、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構と新会社との協定が締結され、国土交通大臣よりこの協定に基づく事業が許可されたところでございます。ポイントとしては5点ございます。1つ目に、コスト縮減等により、民営化後45年で債務を完済すること、2つ目といたしまして、真に必要な道路を確実に整備すること、3つ目とい

たしまして、多様で弾力的な料金割引を採用すること、4つ目といたしまして、管理の適正な水準を確保していくこと、5つ目として、会社の自主性が生かされる仕組みとすることとなっています。この5つのポイントのもと、事業計画、返済計画等が決定され、その中で各区間の完成予定年度が設定されたところです。

東九州自動車道の有料道路方式で事業が進められております門川—西都間の各区間につきまして、委員会資料19ページの方になりますけれども、表にお示ししておりますとおり、あるいは先ほどのカラーのコピーの中でも、門川—西都間のところには完成予定年度を記載させていただいておりますけれども、平成22年度から26年度にかけて順次完成する予定となったところでございます。なお、この完成予定年度は現時点での用地買収状況や工事進捗状況等を踏まえて設定したもので、今後の用地取得の状況等を踏まえて変更の可能性があるものです。

また、協定はおおむね5年ごとに見直す予定になっており、6年目以降の完成予定年度につきましては、協定変更にあわせて、最新の情勢を踏まえて確度の高いものに見直されることになっております。県といたしましても、この予定年度に確実に完成できますように、また県民の期待にこたえ、1年でも1日でも早く完成できますよう、事業の諸調整、用地買収、埋蔵文化財調査、関連公共施設整備等につきまして、西日本高速道路株式会社を支援していく予定にしております。

委員の皆様方を初め、県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

「一ツ葉有料道路値下げ実験」の実施につきまして御報告いたします。

委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思います。(1)に実験の目的を示しております。現状としまして、一ツ葉有料道路北線の交通量は、国道10号バイパスを初めとしまして、周辺道路の整備の影響等によりまして、年々減少しております。一方、並行する国道10号などでは慢性的な渋滞が発生しております。このようなことから、一ツ葉有料道路北線の料金値下げ実験を行いまして、どの程度県民の利便性の向上につながるのか、また、料金値下げが道路公社の経営にどの程度影響するのかを検証いたしまして、今後、一ツ葉有料道路の有効活用に向けまして、その基礎資料を収集するものでございます。

(2)に値下げ実験の実施期間を示しております。来月の5月15日から6月14日の1カ月間で実施いたします。

その対象区間につきましては、(3)に示しておりますが、一ツ葉有料道路北線でございます。

(4)に北線の現行料金と実施期間中の値下げ料金を本線区間、住吉区間、シーガイainter区間の区間ごとに、そして車種ごとに上下欄で示しております。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。普通車の料金を区間ごとに図に示しております。例えば、本線区間を見ていただきますと、普通車で現行料金370円を、実験期間中は200円に値下げいたします。

別途、今回の値下げ実験のPRで使用しております色刷りのチラシを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。実験の実施に当たりましては、事前に実験内容を県民の

皆様へ十分知っていただくということが非常に重要だと考えております。今後も、新聞・テレビ等さまざまな媒体を利用いたしまして、さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

「一ツ葉有料道路値下げ実験の実施」につきましては、以上でございます。

○黒木覚市委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さん、質疑はございませんか。

○坂口委員 有料道路値下げですけど、これは、1つは経営への影響と言われたんですけど、なかなか難しいと思うんですよね。1カ月間やって、その間の利用状況とか売り上げとかから将来予測というのはですね。というのが、かなり長い時間かけて利用料金も370円に徐々にふえてきたですよ。それから、今度は10号線の整備なりほかの路線の整備なりという他因的なものでまたがらっと変わっていく。それを今後の料金設定とかにどう位置づけられるのか。それによっては値下げをやるとかやらないという判断材料の大きな要因になるのかとか、そこらはどんなになっているんですか。

○荒川道路建設課長 委員からの申し出の、実験の結果、今後値下げするのかもしれないのかということにどういうふうにつながっていくのかということでございますか。

○坂口委員 経営への影響と言われたですよ。その経営への影響というものが今回の値下げによって、こう影響があつて経営がこうなっていくという大変重大な決定をされるわけですよ。あそこの経営というのは料金を変えたから経営が将来どうなるという、そんな簡単なものじゃないと思うんですよ。だから、その位置づけをどう考えておられるのかということと、それによって料金が下がるのか下がらないのか、あるいは200円だったのが300円になるのかとい

う、そういうことを今後検討するための実験事業なのかということです。

○荒川道路建設課長 今回の実験によりまして、現在、1カ月間によりますと、例えば普通車ですと200円ですけれども、値下げすることによって交通量がほかの県なんかの例を見ますと1.3倍ぐらいにふえるんじゃないかとか、そういう見通しというのは調べて聞いております。そういう交通量を見まして、そしてその料金設定を考えまして、そして今後の料金の徴収期間とか、料金を幾らにするかというものをこの実験で調べたいというふうに考えております。委員のおっしゃいますように、1カ月間でそれが本当にわかるのかというのはなかなか難しいところがございます。しかしながら、大体全国的にもこのくらいの期間やって、そして考えているようでございます。

それから、公社の経営につきましては、現時点におきまして、年に8億ぐらいの黒字は出ております。そういうことから考えてみまして料金の徴収期間を検討していけば、その範囲内で、何年になるかわかりませんが、その検討した期間内で経営の方がやっていけるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○坂口委員 判断の難しいところと制度的に限界があるのかもわからんですけど、ペイ期間が最終的にいつまでというような感じでそこらの収支というのもあるのかもわからんけど、例えば、1カ月間、5月15日からだったですか、それを半月早めて、5月の連休が入るとしたら10号線の渋滞緩和にはものすごく貢献すると思うんですよ。だからどこに視点を置くか、あくまでも経営で何ぼもうけるか、損するかという判断なら通常時の5月15日でもいいけど、これは

目的というものがいろんなものを持っていると思うんですね。交通の円滑、安全、快適、そういうもののトータル的なものを考えて、まず10号線の緩和対策をどうやるかといったら、連休にどう効果があるかとか、それから口コミでかなり広がっていった方がいよいよという判断というのは、半年ぐらいの試行期間とか、たった1カ月間、5月15日から6月14日までを決めてやるというんだったら、県外のいろんな事例なんかからの分析でいいと。むしろ、下げるんだとか、下げないんだとか、何ぼにするんだという方向を出された方が僕はいいんじゃないかなという気がするんですけどね。

僕らが370円のチケット100回券を2万9,400円だか何だか払ってやっているけど、それは10号線は時間がかかるからこちらだけで使っているですよ、今。むしろ、あそこの生かし方というのは、どうスムーズに車を流すかという視点で、連休中なんかのあの批判、宮崎まで1時間20分もかかったとか、飛行機におくれたとか、それに寄与できないかと、試行期間なら思い切ってこの連休をかけられた方が僕はいいんじゃないかなと総合的に判断するんですが。

○荒川道路建設課長 実験の期間といいますか、もうちょっと長い方がいいんじゃないかとか、そういうことだと思いますけれども。

○坂口委員 いろんな目的を持って整備される道路ですよ。だから、交通が渋滞して連休なんかになるとどうにもならないわとか、そういうものへの寄与があそこをもうちょっと利用度を高めることでできないかという、どうせやるなら総合的なものから試験をされたらどうかということなんです。単なる経営だけで、200円にしたらどう経営に影響するか、それも大きなことなんですけど、借入金を何年で償却し

なきゃならんという、そういうことが僕はわかっていないから言っているんだけど、そういうものが仮にクリアできるなら、あの連休の10号線の混雑をどうにかならないかというのは大きな課題ですよ。だから、それらを見合わせて、車が集中するときに料金を下げたらもうちょっと10号線は緩和できないかなというような、そういうものも含めた調査なら連休をかけられるべきじゃなかったかなということです。

○荒川道路建設課長 委員のお申し出も本当にもっともなことだと思います。特に今回の実験におきましては、国道10号の渋滞緩和とか、有料道路の利便性、そういったものも考えておりますし、沿道環境の改善というものも期待できるというふうに考えておりますし、非常に重要な点だと思っております。期間につきましては、今の5月から6月の間、これが1年を通したとき交通量的には一般的な交通量が考えられるときでございます。そういう期間の中で交通量を調べることによりまして、今後の公社の経営とか料金徴収期間とかをやった方が平均的なものがとれるというふうに考えております。1カ月やりますと、交通量は1.3倍ぐらいにふえるだろうというふうに考えておりますけれども、実際そうなるかどうかはわかりません。もし、そうなったとしましても、金額を下げてるものですから、若干料金収入が減ってくるというようなことも考えて、今回の1カ月というふうに設定させていただいております。委員がおっしゃいますように、5月の連休等も入れますと、そのときは渋滞緩和等非常にいい面が出てくると思っておりますけれども、今回は料金徴収期間とか、そういったものを調べるということになっておるものですから、一般的なところで1カ月間させていただきたいというふうなこ

とで考えております。以上でございます。

○坂口委員 了解。総合的な判断がそういうところであってこの期間を選ばれたというんだつたらそれでよしなんですよ。

○榎藤委員 調査はもう決めていることですから是とするとしても、その後はどういったところでそれを適用していくかと。例えば、今、話が出た連休期間とか、朝の通勤時間とか、そういうようなことも含めて議論をしてほしい。坂口委員から出た、確かに公社の経営というのは大事なんですけど、利用者側というか、道路行政トータルとして、本当に混雑するときは安くしてどんどん通ってくださいよということが、あそこを利用する人が将来的にはふえてくる可能性もあると思うんですね。高くなったから行かんという人も出るかもしれんけど、それをぜひ前提として料金調査をしてもらわんと、調査しましたというだけじゃなくて、いつ、どこでやるということも念頭に置いた調査にしてほしいなというふうに思います。

○坂口委員 河川課関係なんですけど、この前の災害を受けて、今度かなりな河川のしゅんせつを、ある意味では新規と言っていいんじゃないかなという気がするんですけど、やっていかれるということですけど、18年度間でしゅんせつの立米数なり予算規模なりトータルで大体どれぐらいを考えておられるんですか。

○児玉河川課長 昨年の台風では、山腹崩壊等に伴いまして、河川なりに大量の土砂が流出してきております。それに対しまして、昨年度は、まず採択になりますものは災害復旧事業で取りました。それでとれない部分を県単事業、あるいは継続しております補助事業等で対応したわけですが、昨年度、平成17年度に約100万立米、18年度は、今現在20万立米ぐらいですが、

あとを含めると約35万立米ぐらいを掘削する予定にしておるところでございます。

それから、昨年度からの新たな取り組みとしまして、そのうち一部を骨材を利用する業者の方に公募いたしました。掘削した土砂をまずは公共事業等に転用するんですけども、それから残った部分について骨材業者さんに公募をしたわけでありまして、83万立米ぐらい公募をした中で、実際には運搬距離ですとかそういったものから判断されまして、応募がありましたのが25万立米ということで、その部分につきまして骨材の方で利用していただくというような形で取り組んでおるところでございます。しかしながら、今回はとりあえず、ことしの出水期までに早くとらにゃいかんといったところについて対応したわけでございますが、まだ完全ではございませんので、今後もまた引き続き河川の状態を見ながら検討していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○坂口委員 例のしゅんせつした土砂の行き先はそんなぐあいになっていくと思うんですよ。当然、最終的には骨材として使うのが一番理想かなと思うんですけど、そのまま使えるにしても運搬費用なんかでの問題、経営が成り立たなくなるとか、それと同時に、今度は汚泥みたいな部分、これらのストックをどうやるかというのと、あくまでも資源として活用すべきじゃないかということで、ほかのしゅんせつとか、あるいは道路工事なんかで出てくるそのままじゃ使えないような土質の土砂類、こういうものは将来的には骨材として生かすべきじゃないかと思うんですよ。そうすると、2年か3年前、国交省が何か融資制度なんかをもってストックヤードとかへの対応の事業なんか新規でやるとかいう話を聞いたこともあったんですけど、公

共関与でそういうストックヤード、しゅんせつ土砂とかいろんな不要残土の処理をして、それを骨材としてストックをしておくという、第三セクターか何かでもいいと思うんですけど、こういうものが出てこないと本当に処理は困っていくと思うんです。

まして問題になっている河川の汚濁、ダムへのドロをどうするんだという問題とか、それから、例えば砂防ダムなんかも、今後、新規はよう入れていかない、ところが、当初予定をしていたこれだけの地ずれが起こるでしょうという想定のもとでの容積でやっておられますよね。それをはるかに超すような地ずれが現実起こっていますよね、地山が緩んで。そこをしゅんせつしてもう一回再利用する。砂防の構造なんかは60年、100年ぐらいの寿命は持っていると思うんですよ。その点、そういった不用土砂をどこかに持っていかなきゃならん。ストックヤードなんかを考えていって、土砂のしゅんせつだつて、一時的にはそこを掘れば水は抜けるでしょうけど、絶対河床が緩めば、また自然におさまるところまで土砂は流れてくると思うんですよ。そうするとまた掘らんといかん。そうになったら使い前のないところはどうしても敬遠しがちで、ドロのところなんかが残っていくとか、使えるところは、将来どういうぐあいになるかわかりませんが、業者は競ってでも、公募型でしたり、総合評価型でもしてしゅんせつを出せば、砂利業者なんていうのは喜んで来ますよね。

だから、将来のことを憶測したとき、どうしても不用残土をどう処理していくかというものをセットで考えていかないと、今後、河川を維持していかれる、あるいはさっき申し上げましたように、砂防ダムなんかも再利用していく。

今度は海岸の工事なんかに至っては、特にそういうこととセットじゃないと僕はいかんような気がするんですけど、そういう協議というのは今のところ全然内部でも持っておられないんですかね。

○児玉河川課長 河川の掘削に限りませず、いろんなところで土が出た場合、それをまず公共事業で利用するというのを最優先で考えておりました、そのために国、県、市町村、関係機関集まりまして連絡調整をやりながら、まず土砂を転用していくということを最優先で考えておるわけですが、今回のように大量に土砂が出てまいりますと、なかなかそれもできないというような状況も事実としてございます。そういったことで、今、委員がおっしゃったような具体的な検討というのはまだやっておりませんが、御指摘のようなことも今回試行をしておるわけですが、必要なことだと考えておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ、それをお願いしたいと思うんです。具体的には、例えば新富の富田浜入り江、あれなんて公共事業に使うといたって、あそこは漁港が持っているのか、河川が持っているのか、その域を越えてさえなかなか出ていかない。粒子の問題とかばらつきの問題であそこに堆積したまま、雨が降ればまた流れ出る、またしゅんせつを何千万もかけてやる、その繰り返しじゃないですか。そんなばかなことじゃだめですよ。やっぱりあれだって処理したり、ふるいにかけてたり、それが県の河川を越していきなり、あるいはエリアを越して行ってどこかに運んだり、それが民間に骨材として売られていったっていいじゃないですか。本当にむだ遣いですよ。あそこに山みたいに積んで、あれは

いつかは流れ出るんですよ。またしゅんせつをやるんですよ。去年なんて、災害でしゅんせつに6,000万か7,000万かけたでしょう。そんなばかな話ってないですよ。だから、まだその辺の検討に手をつけられていないんだったら、特にトンネルなんかで使えないような土砂が出てきたり、やっぱりそれはちゃんと処理すべきですよ。そういうスペースは幾らでもありますかね。トンネルを掘って行って残土処理ができずに、木城あたりでも谷を詰めて谷がそのまま埋まってる。その上にストックヤードをつくってもいいと思うんですよ。そして、高速道なんかから出るのを将来、県北、延岡なりどこなりに持っていけるような計画——計画というか、そういうものを想定して行って、工事に伴って出てくるような、そのままじゃ使えないようなもの、これは資源として生かすべきだと思うんですよ。リサイクルすべきだと思うんです。これは部全体というか、公共3部あたりで検討して行ってほしいなと思うんです。要望でいいです。

○権藤委員 13ページには激甚災害のことが少し県の事業という意味では触れてあるんですが、これを進めていく上では、国と県と市町村と協議をしながら実際にはやっていかれると思うんですが、実態はどんなふうになっているんですかね。

○児玉河川課長 13ページは、例えば激特事業等の事業の執行についてということだと思いますが、具体的には五ヶ瀬川と大淀川の下流域で国と県、それぞれ役割分担しながら激特事業に取り組んでおるわけでありまして。それを実施します際には、当然、市町村のお力もおかりしながら用地買収等もやっていかななくてははいけない

という部分もございますので、まず、事務方が集まりまして、いろんな調整の場を設けております。そういった中でいろんな問題点を出しながら、それぞれ助け合いながらといいますか、力を合わせながら取り組んでいくこととしておるところでございます。具体的には、用地買収が一番の課題でありますから、そういったものについて関係機関と調整しながら取り組んでいきたいと考えておるところです。以上でございます。

○榎藤委員 去年、激特が決まってすぐ、200億とか272億の中身はこうですよというファクスはもらったんですが、私なんかはわからないのが、今おっしゃったように、200億、272億がどういような感じで国、県、市町村がかみながらやっていくのかというのを、例えば、一般の人から河川の掘削がどうだ、堤防の補強がどうだ、内水排除がどうだと言われたときに、あれは国ですわ、これが市ですわと言うといかにも能がないようにあるわけですね。だから、そこらあたりを詳しくじゃなくて、宮崎の大淀川は272億、国の部分、県の部分というような形で、それに例えば市が継ぎ足していきますよとか、そういうのを細かくしよっちゅうしてくださいという意味じゃなくて、例えば次の常任委員会で、計画としてことはこういうのを考えていますというようものを説明をしていただくと、例えば、この前も、河川敷で少年野球がどうだこうだと、私なんかは実際に水道管が通っているところの下でやっていたところが、大塚台のチームができないと。勝手に砂の業者と契約して土を入れてもらうということになっていたら、入れても使えませんよというようにこと等がいろいろあるわけですよ。細かなことですけど。だから、その全体像を何らかの形

で、専門的じゃなくてもいいですからお願いをしたいというふうに思います。

○児玉河川課長 今、委員がおっしゃいましたように、私どもも詳しいといいますか、わかりやすい説明に努めたいと考えております。例えば、大淀川を例にとりますと、大淀川本川は高岡町の町を過ぎたところぐらいから下流を全部国が管理しております。その流れ込みます支川は、例えば大谷川ですとか瓜田川というのは県が管理しております。本川に係る部分については国がやる、それから支川の県が管理しておりますところに係る部分については県がやるということで仕分けをしまして、そういった整備をすることによって住宅地等の浸水被害を防ぐということで、それぞれ相互に関連する部分はあるんですが、そういった役割分担でやっております。そういったことを今、委員もおっしゃいましたように、次の委員会ででも詳しくまた御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中野廣明副委員長 今回、国の直轄事業、激甚が決まりましたよね。いろいろ大淀川支流があるんですけど、この国の直轄事業の決定、県も負担金を出していますけれども、県が口を挟む範囲、その過程、それはどんなふうになっておるんですかね。国がぱっと一発で決めるのか、直轄箇所を決定する過程、それはどんなふうになっておるんですかね。

○児玉河川課長 例えば激特事業、今回は国と県あわせて事業が採択になったわけですが、激特事業でいいますと、あれだけの水害があったわけですから、それを防ぐためにはどういような対策が要るかというのをまず国と県、市町村も含めて協議しながら、こんな対策が必要だなということを考えていきます。その中で国

に係る部分は国でやってもらおう、県に係る部分は県がやるということで事務的な詰めをして、当然、そこには国の事業に対しましては県の裏負担といいますか、県の負担金も出てまいりますから、財政当局とも調整しながら、やれるだろうと踏んだところで、国の方には国と県一緒になって事業を申請して採択になったということでございまして、事前にお互い了解しながらやっていっているというようなことでございます。

○徳重委員 高速道対策局長にちょっとお聞きしますが、西都—高鍋—都農間、この間までの用買は終わっているんですかね。

○野口高速道対策局長 今、お話のございました都農—高鍋—西都間の用地買収でございませうけれども、両区間合わせまして約97%の用地買収が完了しております。

○徳重委員 残りについては22年の完成に間に合う整備ができるというか、用買が可能ということによろしゅうございませうか。

○野口高速道対策局長 その区間で残っているものの主要なものにつきましては、委員の皆さんも御存じのように、過密植栽と申しまして、道路の計画が明らかになって、通常では見られないような密度で木を植えて、その補償金を当てにされているというような方々がいます、その皆さんたち、あるいは地域の皆さんも含めてですけれども、いろいろな形でそういう行為をしないように、あるいは過密植栽されている方には自主撤去等を現在、要請しているところでございます。それとあわせまして、現在、土地収用法の適用に向けての準備を進めているところでございまして、この資料によりますと、一番初めの開通の早くなっております高鍋—西都間、ここが平成22年度の開通予

定にしておりますけれども、このスケジュールにつきましては、そういう土地収用に係る時間的なものも含めての設定だというようなことで西日本高速道路株式会社の方からは聞いております。ただ、用地関係でございませうので、確定はできないということで、先ほどの御説明もさせていただきませうけれども、また何年かごとにこういう計画を見直されまして、最新の情報になってくるということでございませうけれども、県といたしましても、西日本高速道路株式会社と協力しまして、一日でも早く開通できるよう努力してまいりたいと思っております。

○徳重委員 日向—門川間も22年完成予定ということで進められていますが、ここには用地取得が当面の予定ということですが、これは何%まで進んでいますか。

○野口高速道対策局長 門川—日向間につきましては、8割強進んでおります。

○徳重委員 あと20%という非常に厳しい用買の状態だと思いますね。これも予定どおり積極的な動きをしていただかないと恐らく間に合わないだろうと。1年延ばすことはどれだけの損失かということをお互いに考えていかなきゃならないかと思っております。

もう一つ、ついでに聞いておきたいんですが、日向—都農間については、現在までの用買の実績を教えてください。

○野口高速道対策局長 日向—都農間につきましては、一番地元の設計協議をスタートするのが遅いタイミングでございまして、ことしの3月に日向—都農間の全区間の設計協議が完了したところでございます。今年度の予定といたしましては、これからどこまでが道路の幅かということを示します用地幅ぐいの設置、そして用地の調査、物件の調査等を行いまして、その後

に用地取得に入ってくるというような予定になっております。

○黒木覚市委員長 この件については5月、現地調査を考えておりますので、含めてちょっとそこを簡潔にお願いします。

○徳重委員 結構ですが、まだ全然していないと書いていいんですね。

○野口高速道対策局長 そのとおりでございます。これからでございます。

○黒木覚市委員長 それでは、以上をもって土木部を終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。私はこのたび、委員長に選任をされました日向市選出の黒木覚市でございます。

一言ごあいさつを申し上げますが、このメンバーで1年間、皆さんとおつき合いをさせていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。議会の責めとしてしっかりやりたいと思いますし、また、皆さん方の協力をいただきまして楽しい委員会にもしたいなというふうにも思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、座って委員の紹介をいたします。私の隣が東諸県郡選出の中野副委員長でございます。向かって左側ですが、東臼杵郡選出の植野委員でございます。都城市選出の徳重委員でございます。西都市・西米良村選出の濱砂委員で

ございます。宮崎郡選出の横田委員でございます。続きまして、向かって右側でございます。児湯郡選出の坂口委員でございます。宮崎市選出の長友委員でございます。宮崎市選出の権藤委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の今村主任主事でございます。副書記の田中主幹でございます。

次に、事務局長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○高山労働委員会事務局長 事務局長の高山でございます。委員の皆様には、これから何かとお世話になることと存じますけれども、どうぞよろしく御指導をいただきますようお願い申し上げます。

最初に、事務局の幹部職員等を紹介させていただきます。お手元の商工建設常任委員会資料の1ページに記載をいたしておりますが、まず、私、改めまして、事務局長の高山幹男でございます。どうぞよろしく願いをいたします。向かって右側の方から、調整審査課長の持原道雄でございます。左側でございますが、課長補佐の椎重明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、業務概要の説明に移りたいと思っておりますけれども、これからは座って御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、商工建設常任委員会資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。まず、1の労働委員会の構成でございますけれども、労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成によります合議制の行政機関でございます。委員の数は、公・労・使それぞれ5人の計15人となっております。労働者委員は

労働組合からの、そして使用者委員は使用者団体からの推薦に基づきまして選ばれておりました。公益委員は労使の委員の同意を得て知事が任命するというようになっております。委員の任期は2年になっておりました。現在の委員の任期は来年の8月19日までとなっておりますけれども、委員の名簿につきましては、6ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、2の労働委員会の業務でございますけれども、労働委員会は、労働組合法等の関係法令に基づきまして、労働争議の調整、不当労働行為の審査、個別的労使紛争のあっせん等を行うこととなっております。

まず、(1)の調整ですけれども、これは、労働組合または使用者の申請に基づきまして、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行うことになっております。

(2)の審査につきましては、2つありまして、まず①ですけれども、不当労働行為の審査、これは、労働組合等から不当労働行為の救済申し立てがあったときに、審査等を行いまして救済命令等を発することになっております。

2つ目の②ですけれども、これは、不当労働行為の救済申し立て等を行うときに必要な労働組合の資格審査を行っているものでございます。

(3)の個別的労使紛争のあっせん等ではありますが、これは、労働者個人と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争の解決を図るための相談やあっせんを行っております。

3の事務局でありますけれども、事務局の組織は1課10名で、そのうち1名は労働政策課と兼務をいたしております。なお、事務局の組織図につきましては、7ページに記載をしております。

ますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

4の18年度予算でありますけれども、労働委員会費1億2,513万1,000円となっておりますが、その内訳は、職員費が8,588万9,000円、委員会運営費が3,924万2,000円というふうになっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。5といたしまして、平成17年度の事件の概要を記載いたしております。

まず、調整事件につきましては2件ございました。まず1つ目でございますけれども、事件名がA町教育振興協会あっせん事件でありますけれども、一番右の欄の「あっせんの状況」にありますように、これは、市町村合併に際しまして、任意団体である教育振興協会が解散となりまして、職員全員が解雇となりますことから、労働組合からあっせん申請があったものであります。組合側は、解雇撤回を要求したのに対しまして、協会側は合併協議会の中においても既に町の補助の廃止でありますとか、協会の解散が決まっているので、職員も解雇せざるを得ないんだといった回答でございましたので、このため、労使双方に譲歩の余地がないということから、あっせんは不開始、あっせんしないということにいたしましたものでございます。

次に、2つ目ですけれども、B市現業公企評議会あっせん事件につきましては、同じく一番右の欄、市の方が調理業務等の民間委託等の議案を組合と妥結しないまま議会に上程いたしましたことから、労働組合からあっせん申請があったものでございます。あっせんにおきましては、市が計画を予定どおり進めると回答いたしましたので、譲歩の余地がないということから、委員会としましては、自主交渉するように強く

要請いたしまして、あっせんを打ち切っております。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。不当労働行為事件につきましては、5件ございました。そのうち①、②の事件は、特別養護老人ホームを運営しております社会福祉法人「豊の里」を中心とします豊栄グループに関する事件でございました。

まず、①の事件でありますけれども、平成14年の11月に申請されたものでございまして、組合役員に対してなされた自宅待機等の不利益取り扱いの撤回などを求める事件でございました。「審査等の状況」にございますように、計17回の審問等を行った上で、昨年8月に救済命令を出しております。なお、県の労働委員会としましては、救済命令を出しましたのが平成9年以来、8年ぶりのこととございました。なお、この事件につきましては、使用者側がこれを不服といたしまして、中央労働委員会に再審査の申し立てを行っております。

次に、②の事件で、同じく豊栄グループの事件でありますけれども、これにつきましては、17年の6月に出されまして、組合役員に対しまして、新たに出された給与の減額等の不利益取り扱いの撤回を求める事件でございました。委員会といたしましては、①の事件もあわせて解決が図られるように強く和解を働きかけてまいりましたところ、ことしの1月になりまして、①の事件、②の事件を包括した形で和解が成立をいたしました。その結果、①で出されておりました再審査申請につきましても、中央労働委員会の方で和解の認定がされたところでございます。

次に、③、④の事件は宮崎学園に関する事件でございまして、まず、③ですが、これは、

16年の2月に出されたものでございまして、校舎建てかえ時に撤去されました組合掲示板を従来どおり新校舎においても設置を認めるようにということなどにつきまして、申請がなされたものでございます。審査の状況でありますけれども、計13回の審問等を行った上で、昨年11月に救済命令を出しております。これにつきましても、使用者側が中央労働委員会に再審査を申し立てましたけれども、ことしの2月になりまして、その中央労働委員会の場において和解が成立し、この事案については終結をいたしております。

同じく宮崎学園関係の④の事案につきましては、平成17年度給与改定に伴います団交を誠実にやるようにといった事件でありましたけれども、委員会におきまして、和解条件の調整等を図りましたけれども、双方の条件に隔たりが大きく、和解の見込みが立たなかったんでありますけれども、組合の方が裁判で争うということになりまして、3月27日に取り下げがなされて、委員会としては終結をいたしております。

次に、⑤の事件であります、ヤマエ食品工業事件でありますけれども、昨年の11月に出されまして、組合員に対してなされました不当な処遇の撤回などを求めるものでございました。なお、これにつきましては、ことし、新年度になりまして4月18日、委員会において和解が成立し、終結をいたしております。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。個別的労使紛争事件でありますけれども、これは2件ございました。まず1つ目、医療法人C病院あっせん事案でありますけれども、一番右の欄、「あっせんの状況」であります、中身が、労働者が退職するに当たりまして、採用時からの時間外手当が未払いであると

して要求してきたために、病院側の方からあっせん申請してきたものでございます。3回のあっせんを経た後で労使の金額が一致しましたので、事件は解決に至っております。

次に、社会福祉法人Dあっせん事件であります。これは、解雇の撤回を求めるものでございますけれども、解雇通知を受けました労働者がその撤回を求めて申請したものでございます。あっせんを行いました。労使双方の主張に隔たりが大きく、譲歩の余地がないということから、あっせんは打ち切りといたしております。

17年度の事件の概要は以上でございます。

なお、先ほど申しましたとおり、6ページに委員の名簿、7ページに事務局の組織図を添付いたしておりますので、後ほどごらんいただけたらと存じます。以上でございます。

○黒木覚市委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○中野廣明副委員長 今、委員の報酬はいくらぐらいになっているんですかね。

○持原調整審査課長 会長が22万400円、公益委員が18万3,350円、労使の委員が16万6,250円ということで、いずれも月額でございます。なお、県全体でございますけど、これ、5%カットをいたしております。

○権藤委員 実は任期のことなんです。来年の8月19日までという話があったんですが、例えば、役職をやめて、組合なんかの場合は会社に戻るとか、やめるとかという場合が起こるんですが、その場合は逆に充て職と言ったらおかしいんですが、充て職でなっているという部分があると思うんですが、そこら辺の解釈はどんなふうになっているんですか。

○持原調整審査課長 名簿を見ていただければ

わかりますとおり、労働者委員、使用者委員、特に本職——本職と申しますか、本来の業務を持ちながらの兼務という形でやられておりますけれども、本務の方を辞するというのであればそれなりに任命がえをするという事例はございます。

○黒木覚市委員長 それでは、以上をもって労働委員会を終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

まず、4月14日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。内容はお手元に配付の「委員長会議確認事項」のとおりで、委員会運営に当たっての留意事項等であり。昨年度とほぼ同じ内容ですので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの(5)閉会中の常任委員会についてであります。昨年度より定例会と定例会の間に原則として1回以上開催することとなっております。このことにつきましては、後ほど、活動計画の中で説明をいたします。

次に、3ページの(13)夏季の軽装及び(14)委員会室の禁煙につきましては、昨年度決定された事項を今回、追加したものであります。

その他の事項につきましては、変更はありませんので、後ほど目を通していただきたいと思います。御協力のほどよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○黒木党市委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、調査活動について書記に説明をいたさせます。

○今村書記 それでは、平成18年度商工建設常任委員会の活動計画について御説明します。

お手元にお配りしております「平成18年度商工建設常任委員会調査等活動計画（案）」をごらんください。

まず、県内調査についてであります。本年度も県内を県北、県南の2地区に分け実施するものとし、県北地区は5月22日（月曜日）から24日（水曜日）、県南地区は6月6日（火曜日）から8日（木曜日）のいずれも2泊3日を今のところ実施する予定でございます。

次に、県外調査についてであります。本年度は8月28日（月曜日）から31日（木曜日）の3泊4日以内で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月25日（火曜日）、11月7日（火曜日）及び1月23日（火曜日）を予定日とし、内容等については直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。なお、7月26日には、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会の総会が予定されております。この総会におきましては、高速道路の建設促進に関する当委員会の活動報告をすることになりますので、7月25日の閉会中委員会は高速道路関係をテーマとして開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は必要に応じて所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の活動計画については以上でありま

す。

○黒木党市委員長 ただいま書記の方から説明したとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木党市委員長 次に、資料「商工建設常任委員会県内調査調査先候補一覧」というのがございますが、ごらんください。調査先の候補を挙げております。基本的に、この調査先の中から、日程等も勘案し、最終的な日程案を作成したいと考えております。県内調査、県外調査の調査先につきまして、何か御意見、御要望がありましたら、出してください。

できましたら、正副委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木党市委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木党市委員長 なければ本日の委員会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○濱砂委員 視察が計画をされておりますから、委員長の方からも作業服の支給、貸与を早めていただくように、この期間にできたら間に合うといいがと思っておりますので、要請をしていただきたいと思います。

○黒木党市委員長 わかりました。そのように全員調査服という形の方がいいと思っておりますので、そういうふうにしたいと思っております。この前も要望がされておりましたので、早くできると思っております。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時3分閉会